

小牧岩倉衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 2 5 日

小牧岩倉衛生組合

管理者 小牧市長 天 野 正 基

小牧岩倉衛生組合規則第 4 号

小牧岩倉衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害
補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

小牧岩倉衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和62年小牧岩倉衛生組合規則第5号）の一部を次のように改正する。

第7条の4中「315,000円」を「33万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の小牧岩倉衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）第7条の4の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、改正前の小牧岩倉衛生組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第7条の4の規定による金額により支給されたもの又は旧規則附則第2項の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新規則第7条の4の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。